

時之栖ALL-Sカード特約

第1条（カード名称）

静銀セゾンカード株式会社（以下「当社」という）が株式会社時之栖（以下「時之栖」という）と提携して発行するクレジットカードは、時之栖ALL-Sカード（以下「本カード」という）と称します。

第2条（カードの発行）

お客様が、本特約及び静銀セゾンカード規約を承認し、時之栖及び当社（以下「各社」という）に本カードのご利用のお申込みをされ、各社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、各社が承諾した日に成立するものとします。

第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌々月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に静銀セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第4条（カード規約）

本カードについては、静銀セゾンカード規約及び本特約が適用されます。静銀セゾンカード規約と本特約の両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条（本規約の変更等の準用）

静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、静銀セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。第6条（会員資格の喪失等）各社は会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく会員資格の取消し、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また各社からカードの返却、一時預かり等を求められた場合は、これに応じていただきます。

- (1) 静銀セゾンカード規約に違反し、又は静銀セゾンカード会員資格を喪失したとき。
- (2) 本カードを利用して公序良俗に反する行為、犯罪行為等を行ったとき。
- (3) 本カードを利用して不正な取引を行ったとき。
- (4) その他、各社が会員として不適当と判断したとき。